

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	療育の給付に伴う自己負担金の徴収について	
根拠法令・条項	児童福祉法第56条第2項 未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日厚生労働省発雇用児0526第3号） 堺市児童福祉法施行細則第35条第2項、第3項、第36条第1項	
所 管 課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 堺市児童福祉法施行細則第35条第2項、第3項及び第36条第1項の規定のとおり。 ○堺市児童福祉法施行細則（抜粋） (費用の徴収等) 第35条 略 2 療育の給付を行ったときは、法第56条第2項の規定に基づき、納入義務者から当該給付に要した費用を徴収する。 3 前2項の規定により支払を命じ、又は徴収する費用の額(以下「徴収額」という。)は、次の各号に掲げる徴収額の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 療育の給付に係る徴収額 別表第2に定める額 (2) 略 4～13 略 (徴収金の納期) 第36条 前条第1項及び第2項に規定する徴収金は納付通知書を発行した月の末日まで、同条第5項第1号に規定する徴収金は別に指定する日までに納入しなければならない。 2～4 略 (徴収金の減免) 第37条 保健福祉総合センター所長(療育の給付及び児童福祉施設等への入所及び通所並びに里親への委託については、市長)は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定により納入義務者に支払を命ずる額又は納入義務者から徴収する額を減額し、又は免除することができる。 別表第2 別紙のとおり	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じるとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

別表第2（第35条関係）
療育の給付に係る徴収額表

階層区分	世帯の税額等による階層区分	療育の給付	
		徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの課税世帯	4,500	450
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	5,800	580
	所得割の年額 3,000円以下 D1階層		
	3,001円から5,800円まで D2〃	6,900	690
	5,801円から8,700円まで D3〃	7,600	760
	8,701円から13,000円まで D4〃	8,500	850
	13,001円から17,400円まで D5〃	9,400	940
	17,401円から22,400円まで D6〃	11,000	1,100
	22,401円から28,200円まで D7〃	12,500	1,250
	28,201円から58,400円まで D8〃	16,200	1,620
	58,401円から75,000円まで D9〃	18,700	1,870
	75,001円から96,600円まで D10〃	23,100	2,310
	96,601円から121,800円まで D11〃	27,500	2,750
	121,801円から175,500円まで D12〃	35,700	3,570
	175,501円から221,100円まで D13〃	44,000	4,400
	221,101円から380,800円まで D14〃	52,300	5,230
	380,801円から549,000円まで D15〃	80,700	8,070
	549,001円から579,000円まで D16〃	85,000	8,500
	579,001円から700,900円まで D17〃	102,900	10,290
	700,901円から849,000円まで D18〃	122,500	12,250
	849,001円から1,041,000円まで D19〃	143,800	14,380
	1,041,001円以上 D20〃	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円

備考

- この表において、「市町村民税」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を、「均等割」とは同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）を、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとし、同法第323条の規定により市町村民税の減免があった場合には、その減免の額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

- (2) 児童及びその児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者に係るこの表の適用については、その者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、1月から6月までの間の利用にあつては、前々年とする。以下同じ。）が、同法第295条第1項第2号の規定に該当するときにあつてはその者を市町村民税非課税として取り扱い、同号の規定に該当しないときにあつてはその者に係る所得割の額の計算について、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、第1号又は第3号に該当する場合にあつては260,000円を、第2号に該当する場合にあつては300,000円をそれぞれ控除するものとする。
- (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）に限る。）を有するもの（次号に該当する者を除く。）
- (2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が5,000,000円以下である者
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有し、前年の所得が5,000,000円以下であるもの
- 4 徴収月額の特例
- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が同時にこの表の徴収基準月額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 入院又は通院の期間が1月未満の者に係る徴収基準月額又は加算基準月額については、次の算式による。
- 基準月額×（その月の入院（通院）期間／その月の実日数）
- (3) 徴収月額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収月額又は支払命令額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額又は支払命令額を決定するものとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得割等の課税の有無により行うものとする。
- 6 この表の徴収基準月額の欄において「全額」とは、その月の当該児童の措置に要した費用の全額を徴収することをいう。ただし、当該額が本市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いて得た額を超えるときは、同額を徴収額とする。
- 7 B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認める世帯については、A階層に該当するものとして取り扱うものとする。
- 8 この表の適用については、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。